

## 第 68 回長崎大学経営協議会議事要録

1 日 時 平成 25 年 10 月 7 日（月）13 時 30 分～15 時 30 分

2 場 所 事務局第 1 会議室

### 3 議 事

#### (1) 給与構造改革における経過措置額（現給保障額）の廃止について

理事（人事担当）から、資料 3 に基づき、給与構造改革における経過措置額（現給保障額）については、国家公務員の給与の臨時特例による減額支給措置が予定どおり平成 26 年 3 月に終了することを要件に、国と同様に平成 26 年 4 月 1 日に廃止することについて説明があり、審議の結果、了承された。

#### (2) 昇給制度の改正（55 歳超職員の昇給抑制）について

理事（人事担当）から、資料 4 に基づき、平成 25 年 1 月 24 日の閣議決定において人事院勧告どおり平成 26 年 1 月 1 日の昇給から 55 歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止すること等が決定されたことに伴い、本学においても国家公務員の給与の改定を参考に 55 歳を超える職員の昇給を抑制することについて説明があり、審議の結果、了承された。

この説明を受けて、大要次のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

- ◎ 昇給抑制は、運営費交付金に影響するのか。
- 運営費交付金は中期目標期間中に変わらないので、昇給抑制分をインセンティブに使えないか検討している。
- ◎ 昇給抑制は、年金にも影響することを説明する必要がある。
- 年金に関しても、職員に十分な説明を行いたい。
- ◎ 昇給抑制により優秀な教員が集まらない状況になっては、日本の将来を担う高度人材の輩出等の社会的役割を果たすことが難しいのではないのか。
- 大学の機能強化や発展に貢献した職員にはインセンティブを与える優遇策として、年俸制の導入をワーキングで検討している。
- ◎ 大学病院として病院経営上、医師のために医療職（一）を作る予定はないのか。
- 医療職（一）を作るには、診療、研究及び教育を行う職員を別々に措置する必要がある。大学病院が医療職（一）を多く抱えて大学病院としての全ての機能を遂行することは困難であり、経営的にも難しい。
- ◎ 大学病院の医師に医療職の適用を検討する場合には、大学病院のレベルを維持するため、教育職と医療職を容易に行き来できるシステムの検討も必要である。

#### (3) 長崎大学「学生・留学生宿舍」の整備について

理事（総務・財務担当）から、資料 5 に基づき、長崎大学国際戦略における外国人留学生数の目標達成及び多文化社会学部学生の学びの場の提供のため、新たに学生・留学生宿舍を整備することについて説明があり、審議の結果、了承された。

この説明を受けて、大要次のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

- ◎ 宿舍を設計する上で、障がいを持つ学生への配慮が必要である。
- ◎ 今時の贅沢な学生に、4 人部屋の需要があるのか。

- 多文化社会学部の1年生は全員に入居することを義務付け、その他には留学生が混住することで、日本人学生が英語に接する機会を増やすことが1つの目的である。
- ◎ PFI方式で宿舎を整備されるとのことであるが、安全性等の管理責任はどうなるのか。
- 最終的な責任は大学の宿舎であるため大学が負うことになるが、管理そのものは民間会社に委託して行う形になる。責任の所在については、委託契約の内容により明確にすることができる。
- ◎ 4人部屋については、家賃が安いことに加えて、共同生活により生きる力を育むことができ、しかも留学生と一緒に生活できるといった魅力を打ち出せたらよいと思う。

#### 4 報告事項

##### (1) 平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について

理事（総務・財務担当）から、資料6に基づき、平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について、国立大学法人評価委員会から通知があり、全体評価としては学長のリーダーシップの下、基本的な目標に沿って計画的に取り組んでいると評価されていること。また、項目別評価の業務運営・財務内容等の状況については、3つの項目が中期計画の達成に向けて「順調」に進んでいると評価されているが、「その他業務運営に関する重要目標」の項目では、寄附金の不適切な個人経理の事例があったことや、患者の個人情報記録されたハードディスク等を医師が紛失する事例があったため、中期計画の達成に向けて「おおむね順調」に進んでいるとランクを1つ下げて評価されていること。その他、教育研究等の質の向上の状況については、教養教育改革、熱帯医学研究所のグローバルCOE、大学病院の教育・研究、診療、運営面等の13事項が注目されることの評価を得ていることについて、報告があった。

なお、寄附金の個人経理については、平成23年度の事案で過年度に発生したものであり、既に対応済みであることを含めて修正意見の提出を検討している旨の報告が併せてあった。

##### (2) ミッションの再定義について

理事（総務・財務担当）から、資料7に基づき、平成24年度から検討が始まったミッションの再定義について、先行分野（教員養成、医学、工学）の最終案及びその他の分野の進捗状況について、報告があった。

この報告を受けて、大要次のような意見交換があった。

（◎は学外委員、○は大学側の発言）

- ◎ 文部科学省は、ミッションの再定義を何のためにやろうとしているのか。国立大学のスクラップのためか。
- スクラップをさせないための、文部科学省が主体性を持ったドキュメントである。各国立大学の特色や強みを、ミッションという形で整理して公表することにしていく。
- ◎ ミッションの再定義により大学にとってプラスとなる部分を、中期目標に反映させるとかできないのか。
- ミッションの再定義は、次の中期目標・中期計画の基本部分になる。これを基に大学の特色を生かしながら大学改革を進めることで、文部科学省からの支援を獲得し、それを活用して更なる改革を進めることができる。

- ◎ 文部科学省は、ミッションの再定義に際してエビデンスを厳しく求めて、その実行性を担保にバックアップ体制をとっていくと考えられるので、相当厳しい分野もあるのではないか。
- 例えば教員養成とか工学とか、分野によっては結構厳しいところもある。

(3) 長崎大学職員退職手当規程等の一部改正について

理事（人事担当）から、資料 8 に基づき、本学職員の退職手当に関する規定の参考としている国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)が改正されたことに伴い、本学の早期退職者の募集及び認定制度の導入にあたって長崎大学職員退職手当規程及び細則を一部改正することについて、報告があった。

(4) 平成 26 年度概算要求について

理事（総務・財務担当）から、資料 9 に基づき、平成 26 年度概算要求の運営費交付金、特別経費及び施設整備事業について、文部科学省から財務省へ要求する一覧が示され、各事項について報告があった。

(5) 環境報告書 2012 について

副学長（産学連携、環境・施設担当）から、資料 10 に基づき、環境配慮促進法で公表が義務付けられている環境報告書について、報告があった。

(6) 平成 25 年 10 月 1 日からの執行部体制について

議長から、資料 11 に基づき、平成 25 年 10 月 1 日からの執行部体制について報告があった。

## 5 協議事項

(1) 長崎大学熱帯医学 GH 校の設置について

学長から、資料 12 に基づき、平成 26 年度概算要求の特別経費（国立大学機能強化分）で要求される長崎大学熱帯医学 GH 校の設置プロジェクトについて、概要の説明があった。

この説明を受けて、大要次のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

- ◎ キャンパスが分散されると、人材確保の問題が出てくるのではないか。
- ロンドン大学との恒常的な教員の往来，東京に常駐する教員の確保，東京在住の多様な教育人材の活用等，いろいろな方策がある。
- 東京につくる社会人大学院については，国際健康開発研究科が国立国際医療研究センターと協定を締結して教員の行き来等の連携があるので，例えば国立国際医療研究センターの中にキャンパスを設置するといったイメージもある。
- ◎ 中心となる教員の人選，予算確保の継続性，学生にとって海外へ出て行くメリットが重要になる。
- 海外の大学とはパートナーシップできちっと単位互換ができる関係になるように，長崎大学の水準を数年で上げる必要がある。

（以上）